

## イメージデータで提出可能な添付書類

### (申請・届出等 (再調査の請求・審査請求関係))

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

#### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

- 「不服申立人の地位を承継した旨の届出書 (別紙)」など、電子データ (XML 形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。  
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(申請・届出等\) その他](#)」でご確認ください。
- 法令により『登記事項証明書 (不動産及び商業・法人)』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は[こちら](#)のページをご覧ください。

手続の名称	添付書類の名称
不服申立人の地位を承継した旨の届出 (再調査の請求) (国税通則法第 106 条)	① 戸籍謄本 ② 登記事項証明書
原処分庁の答弁書に対する不服申立人の 反論書の提出 (国税通則法第 95 条)	① 証拠書類 ② 証拠物
審査請求書 (国税通則法第 87 条) (国税通則法施行令第 32 条)	趣旨及び理由を計数的に説明する資料
審査請求書(平成 28 年 4 月 1 日以降され た処分に対する審査請求用) (国税通則法第 87 条) (国税通則法施行令第 32 条)	趣旨及び理由を計数的に説明する資料
不服申立人の地位を承継した旨の届出書 (審査請求) (国税通則法第 106 条)	① 戸籍謄本 ② 登記事項証明書